函館市ローカルガイド人材バンク事業実施要綱

（事業の目的）

第１条　函館市ローカルガイド人材バンク事業（以下，「人材バンク」という。）は，函館市の歴史，文化，自然，食その他の地域資源に関する知識を有する通訳ガイドを登録し，登録情報を公開することにより，外国人観光客等の多様なガイド需要に応え，地域の魅力に対する理解の促進および満足度の向上を図ることを目的とする。

（登録および登録情報の公表）

第２条　人材バンクに登録しようとする者は，函館市ローカルガイド人材バンク登録申請書（第１号様式）を市長に提出するものとする。

２　市長は，前項の申請書が提出された場合において，当該申請書の内容を確認し，適当と認めるときは，函館市ローカルガイド人材バンク登録台帳（第２号様式）に登録した上で，函館市ローカルガイド人材バンク登録通知書（第３号様式）を登録者に送付するものとする。

３　前項の登録台帳に登録された者（以下「登録者」という。）の登録情報については，登録者の承諾を得た項目について公表する。

（登録資格）

第３条　人材バンクに登録できる者は，満 18 歳以上であって，次のいずれかに該当するものとする。

(1) 全国通訳案内士または地域通訳案内士の資格を有する者

(2) その他市長が同等の知識および技能を有すると認める者

（登録の解除）

第４条　市長は，登録者が次の各号のいずれかに該当するときは，第２条の規定による登録を抹消することができる。

(1) 通訳ガイドとして不適当と市長が認めるとき。

(2) 連絡不能となったとき。

(3) 本人から登録取消しの申し出があったとき。

（紹介の手続等）

第５条　市は，通訳ガイドの利用希望者に対し，登録者の情報提供を行

うものとする。

２　通訳ガイドの利用に係る契約その他必要な事項については，当事者間の責任において行うものとし，市はこれに関与しない。

（費用負担）

第６条　費用については，当事者間の協議により定めるものとする。

(個人情報の保護)

第７条　市および登録者は，函館市個人情報保護条例（平成２年函館市条例第 30 号)の規定に基づき，個人情報の重要性を認識し，個人の権利利害を害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

２　市は，登録申請書を厳正に保管するとともに，申請書に含まれる個人情報を本事業以外の目的で使用してはならない。

３　市は，保有個人情報の漏えい，滅失またはき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　登録者は，知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ，または不当な目的に使用してはならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和２年７月２日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は，令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際，改定前の函館市「縄文文化」通訳ガイド人材バンク事業実施要綱の規定に基づき登録されている者は、この要綱の規定に基づき登録された者とみなす。